

港湾法(昭和25年法律第218号)第56条の3第1項の規定により変更の届出があったので、次の通り公示します。

平成23年2月25日

I 届出者の住所、名称及び代表者の氏名

- 1 住所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
- 2 名称 東京電力株式会社 福島第一原子力発電所
- 3 代表者の氏名 所長 吉田 昌郎

II 届出により変更しようとする内容

1 施設の所在する水域の範囲

| 施設の種類 | 変更前 | 変更後 |
|-------|---|---|
| 水域の範囲 | <p>福島県双葉郡大熊町大字夫沢地 先及び同郡双葉町大字細谷地先 大芋沢四等三角点より方位角35度19分の方角1,443mの地点を基点とする。 この基点より方位角90度の方角 193mの地点、 同地点より方位角180度の方角295mの地点、 同地点より 方位角168度30分の方角172mの地点、 同地点より方位角128度30分の方角 475mの地点、 同地点より方位角81度30分の方角 122mの地点、</p> <p>同地点より方位角123度30分の方角82mの地点、 同地点より方位角213度30分の方角192mの地点、 同地点より方位角235度30分の方角五10mの地点、 同地点より方位角270度の方角256mの地点、 同地点より方位角180度の方角13mの地点、 同地点より方位角225度30分の方角55mの地点、 同地点より方 位角270度の方角41mの地点を順次結ぶ直線と陸域 とによって囲まれた水域。</p> | <p>福島県双葉郡大熊町大字夫沢地 先及び同郡双葉町大字細谷地先 大芋沢四等三角点より方位角三 五度一九分の方角一、四四三メートルの地点を基点とする。 この基点より方位角90度の方角 193mの地点、 同地点より方位角180度の方角295mの地点、 同地点より 方位角168度30分の方角172mの地点、 同地点より方位角128度30分の方角 468mの地点、 同地点より方位角39度02分の方角55mの地点、 同地点より方位角107度39分の方角 96mの地点、 同地点より方位角123度30分の方角82mの地点、 同地点より方位角213度30分の方角192mの地点、 同地点より方位角235度30分の方角五10mの地点、 同地点より方位角270度の方角256mの地点、 同地点より方位角180度の方角13mの地点、 同地点より方位角225度30分の方角55mの地点、 同地点より方 位角270度の方角41mの地点を順次結ぶ直線と陸域 とによって囲まれた水域。</p> |

2 施設の種類、規模及び構造

(1) 水域施設の規模及び構造

| 施設の種類 | 変更前 | 変更後 |
|-------|--|--|
| 航路 | 対象船舶 貨物船3, 000DWT以下 幅員 90. 0m 水深 7. 5m 延長 58. 0m | 対象船舶 貨物船 総トン数 6, 800GT以下 幅員 82m~90m 水深 6. 5m 延長 121m |
| 泊地 | 面積 149, 697m ² 水深 6. 0m~7. 5m 面積149, 697m ² のうち物揚場前面10, 875m ² を水深6. 5mとする。 | 面積 118, 905m ² 水深 6. 5m |

(2) 係留施設

| 施設の種類 | 変更前 | 変更後 |
|-------|-----|-----|
| | 規模 | 規模 |

| | |
|--------------------------------|--------------------------|
| 船深 1.7m 満載吃水 1.1m 係留隻数 2 | 型深(上甲板) 1.7m 同左 同左 |
|--------------------------------|--------------------------|

4 施設の改良の工事の開始の期日及び完了の予定期日

開始 平成23年1月11日

完了 平成23年6月30日

5 施設の使用及び管理の計画

(1) 当該施設の管理者

福島第一原子力発電所長 吉田 昌郎

(2) 当該施設を使用する船舶の種類、船型及び年間又は、月間当たり隻数

| 変更前 | 変更後 |
|--|---|
| 貨物船、油槽船、核燃料(使用済みを含む。)運搬船 3000DWT以下 月間10隻 | 6,800GT以下の船舶 油槽船 年間 約40隻 その他貨物船 年間 約20隻 |